

# 令和2年新十津川町農業委員会

## 第30回（1月）会議録

招集月日	令和2年1月24日	16時00分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	令和2年1月24日	15時54分	
	閉 会	令和2年1月24日	17時17分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

### 委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	出	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	出	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

### 農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典	事務局副主幹	新 居 剛 紀
事務局主幹	岡 崎 弘 幸	事務局担当	穴 吹 理 絵

### 議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	5	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
	6	議案第3号 農地の転用許可申請について（農地法第4条）
	7	議案第4号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
	8	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について
	9	議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
	10	その他

開会宣告	議長	只今から第30回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第30回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第12番 太田正一</p> <p>第13番 坂下敏浩 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和元年12月20日～令和2年1月24日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	続きますして、日程第4議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認	
		について	
	事務局から内容の説明を申し上げます。		
	事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について	
		農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、	
		成立状況について確認をする。	
		令和2年1月24日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		番号1	
		番号 1 字〇〇地番全1筆、地目田 民有地 合計面積5,877㎡	
		令和元年12月12日提出、合意解約通知 農地法第3条	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております	
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		番号2	
		番号 2 字〇〇地番全1筆、地目畑 民有地 合計面積439㎡	
		令和2年1月6日提出、合意解約通知 農地法第3条	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております	
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		番号3	
		番号 3 字〇〇地番全2筆、地目田 民有地 合計面積8,748㎡	
		令和2年1月15日提出、合意解約通知 農地法第3条	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております	
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
	番号4		
	番号 4 字〇〇地番全4筆、地目田、畑 民有地 合計面積34,358㎡		
	令和2年1月7日提出、合意解約通知 集積計画		
	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております		
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。			
番号5			
番号 5 字〇〇地番全2筆、地目田 民有地 合計面積22,786㎡			
令和2年1月14日提出、合意解約通知 農地中間管理事業			
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております			
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。			
以上、5件について説明を終わります。			
よろしくご審議のほどお願いします。			
議 長	説明が終わりました。		
	質疑ございませんか。		
委 員	なし。		
議 長	質疑なしと認めます。		
	通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。		
日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。	
		続きますして、日程第5、議案第2号、農地の権利移動の許可申請について	
	事務局から内容の説明を申し上げます。		
事務局	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について		
	農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について		

日程第5 議案第2号	事務局	決定をする。
		令和2年1月24日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土田等司
		番号 1 説明
		図面番号1をご覧ください。
		字〇〇 地番全2筆 地目田17,647㎡ 民有地 合計面積17,647㎡
		法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、経営規模の縮小のため農地を賃貸するものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 2 説明	
	図面番号2をご覧ください。	
	字〇〇 地番全6筆 地目田58,787㎡ 畑1,983.47㎡ 民有地	
	合計面積60,770.47㎡ 法律関係 賃貸借	
	こちらの農地につきましては、規模縮小のため農地を賃貸するものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。	

日程第5 議案第2号	議 長	続きますて、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 3 説明
		図面番号3をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目田5,877㎡ 民有地 合計面積5,877㎡
		法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、経営規模の縮小のため農地を賃貸するものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
討論はございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。	
	続きますて、番号4について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 4 説明	
	図面番号4をご覧ください。	
	字〇〇 地番全1筆 地目畑462㎡ 民有地 合計面積462㎡	
	法律関係 贈与	
	こちらの農地につきましては、残地となっている畑の維持管理をすることができなくなったので、贈与したいというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号4は提案のとおり決定をします。	
	続きますて、番号5について事務局から内容の説明を申し上げます。	

日程第5 議案第2号	事務局	番号 5 説明
		図面番号5をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目畑439㎡ 民有地 合計面積439㎡
		法律関係 売買
		こちらの農地につきましては、管理することができないため譲渡するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第6 議案第3号	議長	異議なしと認め、番号5は提案のとおり決定をします。
		議案第2号については決定をしました。
		続きまして、日程第6議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局
	事務局	議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について
		農地法第4条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、許可の可否について意見を求める。
		令和2年1月24日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土田等司
		番号 1 説明
		字〇〇 地番全1筆 地目田 民有地 合計面積1,031㎡ 4条転用
		図面番号6をご覧ください。
		計画内容につきましては、別紙資料のとおりとなっています。
		こちらについては、自宅建築に伴う転用であります。
		資料のとおり、経営の利便性、計画内容の妥当性、資金関係等精査して問題はなしと考えます。
なお、北海道農業会議への意見聴取については、平成28年3月3日付け北海道農業会議第80回総会決定による「農地法第4、5条に係る30a以下の農地転用に係る北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取の対象から除外できるものに該当するため行いません。		
内容、計画からいって問題がないものと思われます。		
以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	

日程第6 議案第3号	議 長	質疑なしと認めます。	
		続いて討論を行います。	
		討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
		議 長	討論なしと認めます。
			これから採決いたします。
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。			
委 員	なし。		
	日程第7 議案第4号	議案第3号については決定をしました。	
議 長		続きまして、日程第7議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について	
		事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について		
	このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。		
	令和2年1月24日 提出		
	新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司		
	番号 1 説明		
	図面番号7をご覧ください。		
	番号1 字〇〇 地番全7筆 地目田47,724.33㎡ 民有地 合計面積47,724.33㎡		
	こちらについては、売買案件となっています。		
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
	議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。	
		それでは、担当、田中委員より説明いたします。	
	委 員	説明申し上げます。	
		昨年10月頃に地主の〇〇さんから元気なうちに農地を売りたい旨の相談がありました。	
そのため、地域に募ったところ、3名の手上げがありましたが、〇〇さんに決定しました。			
価格につきましては、条件等からこの単価になりました。			
地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。			
議 長	説明を終わります。		
	質疑ございませんか。		
委 員	なし。		
議 長	質疑なしと認めます。		
	続いて討論を行います。		
	討論はございませんか。		
委 員	なし。		
議 長	討論なしと認めます。		
	これから採決いたします。		
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。		
議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。		
	続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。		

日程第7 議案第4号	事務局	番号 2 説明
		図面番号8をご覧ください。
		番号2 字〇〇 地番全4筆 地目田26,186㎡ 民有地 合計面積26,186㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号2について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、田中委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		先程の番号1と同様です。
		地域に募ったところ、2名の手上げがありましたが、調整して〇〇さんに決定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
続いて討論を行います。		
討論はございませんか。		
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 3 説明	
	図面番号9をご覧ください。	
	番号3 字〇〇 地番全4筆 地目田32,485㎡ 民有地 合計面積32,485㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号3について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、上杉委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	地主の〇〇さんから離農するので土地を売りたい旨の申し出がありました。	
	地域に募ったところ、2件の申し込みがあり、隣地の2件に分けました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	



日程第7 議案第4号	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 4 説明
		図面番号10をご覧ください。
		番号4 字〇〇 地番全5筆 地目田20,227㎡ 民有地 合計面積20,227㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号4について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、上杉委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		先程の番号3の関連で、隣地の〇〇さんに決定しました。
		排水がやりづらく、田植え作業しにくいいため、この単価になりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 5 説明
		図面番号11をご覧ください。
		番号5 字〇〇 地番全9筆 地目田41,665㎡ 民有地 合計面積41,665㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号5について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、北川委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		先日、〇〇さんとの合意解約があった件になります。
		地域に募ったところ、1名の手上げがありました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。

日程第7 議案第4号	議 長	続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 6 説明
		図面番号12をご覧ください。
		番号6 字〇〇 地番全5筆 地目田22,038.02㎡ 民有地 合計面積22,038.02㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号6について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、坂下委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		こちらは、以前の契約切れによる合意解約後の案件になります。
		地域に募ったところ手上げがなかったため、個別にあたって〇〇さんに決定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号6については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 7 説明	
	図面番号13をご覧ください。	
	番号7 字〇〇 地番全4筆 地目田44,913㎡ 民有地 合計面積44,913㎡	
	こちらについては、賃貸借案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号7について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	

日程第7 議案第4号	議 長	討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号7については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 8 説明
		図面番号14をご覧ください。
		番号8 字〇〇 地番全8筆 地目田22,568㎡、畑21,966㎡、民有地 合計面積 44,534㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議 長
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
これから採決いたします。		
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号8については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。	
	なお、番号9については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。	
	〇〇委員退席ください。	
	事務局	番号 9 説明
事務局	図面番号15をご覧ください。	
	番号9 字〇〇 地番全4筆 地目田27,086㎡ 民有地 合計面積27,086㎡	
	こちらについては、賃貸借案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議 長	番号9について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、川村委員より説明いたします。
委 員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらは、契約していた父が亡くなり子に相続したが、期間も満了となることから、再び契約をするものです。	
	単価も、先の契約の価格と変更ありません。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	

日程第7 議案第4号	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号9については、提案のとおり決定をします。
		それでは、〇〇委員席についてください。
		続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 10 説明
		図面番号16をご覧ください。
		番号10 字〇〇 地番全1筆 地目田6,375㎡ 民有地 合計面積6,375㎡
こちらについては、賃貸借案件となっています。		
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号10について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
日程第8 議案第5号	議 長	異議なしと認め、番号10については、提案のとおり決定をします。
		議案第4号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第8議案第5号について事務局から内容の説明を願います。
	事務局	議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について
		このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により新十津川町から意見を求められた農用地利用配分計画案について、適当であると付して提出するため、意見を求める。
		令和2年1月24日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
	事務局	番号 1 説明
字〇〇 地番全2筆 地目田22,786㎡ 民有地 合計面積22,786㎡		
存続期間は5年間 賃貸借案件		
議 長	以上で説明を終わりますが、質疑はございませんか。	
委 員	なし。	
日程第9 議案第6号	議 長	質疑なしと認めます。
		それでは、議案第5号については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり

日程第9 議案第6号	議 長	適当であると付して、新十津川町に対して、意見を提出します。
		続きまして、日程第9議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
		事務局からご説明申し上げます。
	事務局	議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
		このことについて、別紙により申し合わせ決議をする。
		令和2年1月24日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		別紙のとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をしたいので、ご審議をお願いいたします。
	議 長	以上で事務局からの説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
続いて、討論を行います。		
討論はございませんか。		
委 員	なし。	
日程第10 その他	議 長	討論なしと認めます。
		その他、ご意見ございますか。
		ないようですので、議案第6号については提案のとおり決定し決議いたします。
		続きまして、日程第10、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
それでは、本日の第30回農業委員会総会を閉じさせていただきます。		
慎重なご審議ありがとうございました。		